

介護保険における福祉用具の範囲の考え方について

【現状・課題】

- 介護保険における福祉用具の種目は、平成 10 年 8 月 24 日に開催された第 14 回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会において示された「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」を踏まえ、新たな種目・種類の追加や拡充について検討を行ってきたところであるが、広く一般には分かりにくいという指摘もある。

【論点】

- 「介護保険における福祉用具の範囲の考え方」では、判断要素を示しているところであるが、広く一般には分かりにくいと思われるため、前回の議論を踏まえ具体的な例示等を加え、対象範囲を分かりやすく工夫してはどうか。

※ 例示で示す福祉用具の種目・種類については、これまで要望として挙げられた中から給付の対象になっていないもののうち、代表例として示すことが適当と考えられるものを提示。

対象範囲の例示として記載する内容について（案）

1 要介護者等の自立の促進又は介護者の負担の軽減を図るもの

- ㊦・自立の促進又は介護者の負担軽減の観点から、要介護者等が容易に日常生活において使用できるものを想定。

2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの

- ・背上げ機能等のない平ベッドのように、要介護者等の自立支援に資する機能的な付加がなされていない一般者も利用するものは対象外。
- ㊦玄関用踏み台やベンチのように、要介護者等でないものも使用する一般生活用品は対象外。
- ㊦一般の高齢者にも普及しているシルバーカーのように、必ずしも介護に着目した機能付けが明確でないものは対象外。
- ㊦衝撃緩和マットのように、一般的にも用いられるケガの予防等を目的としたものは対象外。

3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活場面で使用するもの

- ・吸入器、吸引器、㊦点滴スタンド、㊦酸素ボンベカートのように、医療の観点から用いられるものは対象外。

4 在宅で使用するもの

- ・特殊浴槽のように、在宅の日常生活において使用することが困難なものは対象外。

5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの

- ・切断された四肢の欠損に対する義手義足や視力低下を補うための眼鏡などについては対象外。

6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの

- ㊦一般的に価格が低廉である一本杖、リハビリシューズ、尿瓶については対象外。

7 取り付けに際し住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの

※㊦については、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」で既に示されている例示以外に新たに加えたもの。